

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由																																																											
20	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1市における組織・体制の整備</p> <p>表2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員</p> <table border="1" data-bbox="181 435 1048 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">指定職員</th> <th colspan="3">代替職員</th> </tr> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>市長</td> <td>副市長 (行政経営部担当)</td> <td>副市長</td> <td><u>収入役</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">対策副本部長</td> <td>副市長 (行政経営部担当)</td> <td rowspan="2">行政経営部長</td> <td rowspan="2">行政経営部次長</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td><u>収入役</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>教育部長</td> <td>教育部次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>水道局長</td> <td>水道局次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td><u>病院局長</u></td> <td><u>病院局次長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定職員	代替職員			第1順位	第2順位	第3順位	対策本部長	市長	副市長 (行政経営部担当)	副市長	<u>収入役</u>	対策副本部長	副市長 (行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長		副市長	<u>収入役</u>				教育長	教育部長	教育部次長		水道事業管理者	水道局長	水道局次長		病院事業管理者	<u>病院局長</u>	<u>病院局次長</u>		<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1市における組織・体制の整備</p> <p>表2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員</p> <table border="1" data-bbox="1115 435 1982 866"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">指定職員</th> <th colspan="2">代替職員</th> </tr> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>市長</td> <td>副市長 (行政経営部担当)</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">対策副本部長</td> <td>副市長 (行政経営部担当)</td> <td rowspan="2">行政経営部長</td> <td rowspan="2">行政経営部次長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>教育部長</td> <td>教育部次長</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>水道局長</td> <td>水道局次長</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td><u>病院事務局長</u></td> <td><u>病院事務局次長</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	指定職員	代替職員		第1順位	第2順位	対策本部長	市長	副市長 (行政経営部担当)	副市長	対策副本部長	副市長 (行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長	副市長	教育長	教育部長	教育部次長	水道事業管理者	水道局長	水道局次長	病院事業管理者	<u>病院事務局長</u>	<u>病院事務局次長</u>	<p>いわき市の組織名称が変更されたため。</p>
名称	指定職員			代替職員																																																										
		第1順位	第2順位	第3順位																																																										
対策本部長	市長	副市長 (行政経営部担当)	副市長	<u>収入役</u>																																																										
対策副本部長	副市長 (行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長																																																											
	副市長																																																													
	<u>収入役</u>																																																													
	教育長	教育部長	教育部次長																																																											
	水道事業管理者	水道局長	水道局次長																																																											
病院事業管理者	<u>病院局長</u>	<u>病院局次長</u>																																																												
名称	指定職員	代替職員																																																												
		第1順位	第2順位																																																											
対策本部長	市長	副市長 (行政経営部担当)	副市長																																																											
対策副本部長	副市長 (行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長																																																											
	副市長																																																													
	教育長	教育部長	教育部次長																																																											
	水道事業管理者	水道局長	水道局次長																																																											
	病院事業管理者	<u>病院事務局長</u>	<u>病院事務局次長</u>																																																											
38	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 生活関連等施設の把握等</p> <p>表2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p> <table border="1" data-bbox="181 1066 1070 1407"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県所管部署 (対策本部設置後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>県民安全<u>領域</u>(原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>県民安全<u>領域</u>(環境保全班)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康衛生<u>領域</u>(健康衛生班)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	号	施設の種 類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生 <u>領域</u> (健康衛生班)	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>7 生活関連等施設の把握等</p> <p>表2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p> <table border="1" data-bbox="1115 1066 2004 1407"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県所管部署 (対策本部設置後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>県民安全<u>総室</u>(原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>県民安全<u>総室</u>(環境保全班)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>健康衛生<u>総室</u>(健康衛生班)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	号	施設の種 類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生 <u>総室</u> (健康衛生班)	<p>福島県の組織名称が変更されたため。</p>																							
国民保護法施行令	号	施設の種 類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)																																																										
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)																																																										
	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)																																																										
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生 <u>領域</u> (健康衛生班)																																																										
国民保護法施行令	号	施設の種 類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)																																																										
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)																																																										
	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)																																																										
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生 <u>総室</u> (健康衛生班)																																																										

新旧対照表

頁	変更前				変更後				変更理由
38	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	<u>県民環境総務領域</u> (<u>県民環境総務班</u>)	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	<u>生活環境総室</u> (<u>生活環境班</u>)	福島県の組織名称が変更されたため。
5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全 <u>領域</u> (企業班)	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全 <u>総室</u> (企業班)		
6号	放送用無線設備	総務省	知事公室(知事公室班)	6号	放送用無線設備	総務省	知事公室(知事公室班)		
7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾 <u>領域</u> (河川港湾班)	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾 <u>総室</u> (河川港湾班)		
8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	<u>都市領域</u> (<u>都市班</u>)	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	<u>河川港湾総室</u> (<u>河川港湾班</u>)		
9号	ダム	国土交通省	農村整備 <u>領域</u> 、河川港湾 <u>領域</u> (農村整備班、河川港湾班)	9号	ダム	国土交通省	農村整備 <u>総室</u> 、河川港湾 <u>総室</u> (農村整備班、河川港湾班)		
1号	危険物	総務省 (消防庁)	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)	1号	危険物	総務省 (消防庁)	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)		
2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号)	厚生労働省	健康衛生 <u>領域</u> (健康衛生班)	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号)	厚生労働省	健康衛生 <u>総室</u> (健康衛生班)		
3号	火薬類	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)	3号	火薬類	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)		
4号	高圧ガス	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)	4号	高圧ガス	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)		
5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (地域づくり班)	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (地域づくり班)		
6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (地域づくり班)	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (地域づくり班)		
7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	県民安全 <u>領域</u> (地域づくり班)	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	県民安全 <u>総室</u> (地域づくり班)		

新旧対照表

頁	変更前				変更後				変更理由																																												
38	8号	毒薬及び劇薬(薬事法昭和 35 年法律第 145 号)	厚生労働省 農林水産省	健康衛生 <u>領域</u> 、生産流通 <u>領域</u> (健康衛生班、生産流通班)	8号	毒薬及び劇薬(薬事法昭和 35 年法律第 145 号)	厚生労働省 農林水産省	健康衛生 <u>総室</u> 、生産流通 <u>総室</u> (健康衛生班、生産流通班)	福島県の組織名称が変更されたため。																																												
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> (環境保全班)	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> (環境保全班)																																														
10号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全 <u>領域</u> 、健康衛生 <u>領域</u> 、生産流通 <u>領域</u> 他(環境保全班、健康衛生班、生産流通班)	10号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全 <u>総室</u> 、健康衛生 <u>総室</u> 、生産流通 <u>総室</u> 他(環境保全班、健康衛生班、生産流通班)																																														
11号	毒性物質	経済産業省	県民安全 <u>領域</u> 他(環境保全班)	11号	毒性物質	経済産業省	県民安全 <u>総室</u> 他(環境保全班)																																														
43	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>表 3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート</p> <table border="1" data-bbox="181 962 1070 1361"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報伝達先関係機関</th> <th>情報伝達担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国機関</td> <td>消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県機関</td> <td>県民安全<u>領域</u>、いわき地方振興局</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部(健康衛生<u>領域</u>)</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他関係<u>領域</u>、事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>近隣市町村</td> <td></td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>				情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課	県機関	県民安全 <u>領域</u> 、いわき地方振興局	危機管理課	保健福祉部(健康衛生 <u>領域</u>)	保健所	県警察	危機管理課		その他関係 <u>領域</u> 、事務所	危機管理課	近隣市町村		危機管理課		[略]	[略]	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>表 3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート</p> <table border="1" data-bbox="1115 962 2004 1361"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報伝達先関係機関</th> <th>情報伝達担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国機関</td> <td>消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県機関</td> <td>県民安全<u>総室</u>、いわき地方振興局</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部(健康衛生<u>総室</u>)</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他関係<u>総室</u>、事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>近隣市町村</td> <td></td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>				情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課	県機関	県民安全 <u>総室</u> 、いわき地方振興局	危機管理課	保健福祉部(健康衛生 <u>総室</u>)	保健所	県警察	危機管理課		その他関係 <u>総室</u> 、事務所	危機管理課	近隣市町村		危機管理課		[略]	[略]	
情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																			
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課																																																			
県機関	県民安全 <u>領域</u> 、いわき地方振興局	危機管理課																																																			
	保健福祉部(健康衛生 <u>領域</u>)	保健所																																																			
	県警察	危機管理課																																																			
	その他関係 <u>領域</u> 、事務所	危機管理課																																																			
近隣市町村		危機管理課																																																			
	[略]	[略]																																																			
情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																			
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課																																																			
県機関	県民安全 <u>総室</u> 、いわき地方振興局	危機管理課																																																			
	保健福祉部(健康衛生 <u>総室</u>)	保健所																																																			
	県警察	危機管理課																																																			
	その他関係 <u>総室</u> 、事務所	危機管理課																																																			
近隣市町村		危機管理課																																																			
	[略]	[略]																																																			

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由
49	<p>第2章 市対策本部の設置</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>図3-3 市対策本部の組織構成</p>	<p>第2章 市対策本部の設置</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>図3-3 市対策本部の組織構成</p>	<p>いわき市の組織名称が変更されたため。</p>

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由
119	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害等及び NBC 兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処</p> <p>2 NBC 兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処</p> <p>イ 市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県(県民安全<u>領域</u>及びいわき地方振興局)に連絡する。</p> <p>また、保健所は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、県(保健福祉総務<u>領域</u>)に連絡する。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害等及び NBC 兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処</p> <p>2 NBC 兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処</p> <p>イ 市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県(県民安全<u>総室</u>及びいわき地方振興局)に連絡する。</p> <p>また、保健所は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、県(保健福祉<u>総室</u>)に連絡する。</p>	<p>福島県の組織名称が変更されたため。</p>
122	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>1 市による被災情報の収集</p> <p>(2) 被災情報の報告</p> <p>ア 市は、収集した被災情報について、県〔県民安全<u>領域</u>及びいわき地方振興局(県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護いわき地方対策本部等)をいう。〔略〕</p> <p>イ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全<u>領域</u>(県民等保護対策本部)〕が指定する時間に県に対し報告する。</p> <p>〔略〕</p> <p>ウ 市は、収集した被災情報について、県県民安全<u>領域</u>(県民等保護対策本部)からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県いわき地方振興局(県民等保護いわき地方対策本部等)にも報告する。</p>	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>1 市による被災情報の収集</p> <p>(2) 被災情報の報告</p> <p>ア 市は、収集した被災情報について、県〔県民安全<u>総室</u>及びいわき地方振興局(県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護いわき地方対策本部等)をいう。〔略〕</p> <p>イ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全<u>総室</u>(県民等保護対策本部)〕が指定する時間に県に対し報告する。</p> <p>〔略〕</p> <p>ウ 市は、収集した被災情報について、県県民安全<u>総室</u>(県民等保護対策本部)からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県いわき地方振興局(県民等保護いわき地方対策本部等)にも報告する。</p>	<p>福島県の組織名称が変更されたため。</p>

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由																								
17	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 表2-1 各所属における平素の業務(本庁機関及び消防本部)</p> <table border="1" data-bbox="181 435 1048 1316"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 属</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>病院局</u></td> <td>経営企画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	所 属		平 素 の 業 務	[略]	[略]	[略]	<u>病院局</u>	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること 	[略]	[略]	[略]	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 表2-1 各所属における平素の業務(本庁機関及び消防本部)</p> <table border="1" data-bbox="1115 435 1982 1316"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 属</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>病院事務局</u></td> <td>経営企画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院事務局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	所 属		平 素 の 業 務	[略]	[略]	[略]	<u>病院事務局</u>	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院事務局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること 	[略]	[略]	[略]	<p>いわき市の組織名称が変更されたため。</p>
所 属		平 素 の 業 務																									
[略]	[略]	[略]																									
<u>病院局</u>	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること 																									
[略]	[略]	[略]																									
所 属		平 素 の 業 務																									
[略]	[略]	[略]																									
<u>病院事務局</u>	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院事務局</u>の総括に関すること ・市立病院に関すること 																									
[略]	[略]	[略]																									

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由								
50	<p>第2章 市対策本部の設置</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>表3-3 市対策本部の組織構成</p> <table border="1" data-bbox="181 387 1048 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 387 544 435">事務局の班名</th> <th data-bbox="544 387 1048 435">所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 435 544 911"> <p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 </td> <td data-bbox="544 435 1048 911" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務局の班名	所掌業務	<p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 	[略]	<p>第2編 市対策本部の設置</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>表3-3 市対策本部の組織構成</p> <table border="1" data-bbox="1115 387 1982 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 387 1476 435">事務局の班名</th> <th data-bbox="1476 387 1982 435">所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 435 1476 911"> <p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院事務局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 </td> <td data-bbox="1476 435 1982 911" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務局の班名	所掌業務	<p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院事務局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 	[略]	<p>いわき市の組織名称が変更されたため。</p>
事務局の班名	所掌業務										
<p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 	[略]										
事務局の班名	所掌業務										
<p>救 援 班</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健福祉課長 ○ 保健所総務課長 ○ 市民協働課長 ○ 市民生活課長 ○ 市民課長 ○ <u>病院事務局・経営企画課長</u> ○ 環境企画課長 ○ 教育委員会総務課長 	[略]										
53	<p>市民生活班 【<u>救援班</u>】(市民協働課、市民生活課、市民課、国保年金課、<u>病院局・経営企画課</u>)</p>	<p>市民生活班 【<u>救援班</u>】(市民協働課、市民生活課、市民課、国保年金課、<u>病院事務局・経営企画課</u>)</p>									
57	<p>支援第三班 【<u>復旧・支援班</u>】(議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局・<u>出納室</u>)</p>	<p>支援第三班 【<u>復旧・支援班</u>】(議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局・<u>会計室</u>)</p>									
60	<p>下水道班 (小名浜区画整理事務所、<u>小名浜下水道分室</u>)</p>	<p>下水道班 (小名浜区画整理事務所)</p>									
62	<p>下水道班 (勿来区画整理事務所、<u>勿来下水道分室</u>)</p>	<p>下水道班 (勿来区画整理事務所)</p>									
69	<p>総務班 (<u>内郷支所市民課</u>)</p>	<p>総務班 (<u>内郷支所</u>)</p>									
70	<p>衛生班 (<u>内郷支所市民課</u>、内郷・好間・三和地区保健福祉センター)</p> <p>経済土木班 (<u>内郷支所経済土木課</u>)</p>	<p>衛生班 (<u>内郷支所</u>、内郷・好間・三和地区保健福祉センター)</p> <p>経済土木班 (<u>内郷支所</u>)</p>									

新旧対照表

頁	変更前	変更後	変更理由
78	総務班 (小川支所市民課)	総務班 (小川支所)	いわき市の組織名称が変更されたため。
79	衛生班 (小川支所市民課、小川・川前地区保健福祉センター) 福祉班 (小川支所市民課、小川・川前地区保健福祉センター) 経済土木班 (小川支所経済土木課)	衛生班 (小川支所、小川・川前地区保健福祉センター) 福祉班 (小川支所、小川・川前地区保健福祉センター) 経済土木班 (小川支所)	
80	支援班 (小川税務事務所)	支援班 (小川支所)	